

「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第三条第五項第六号二に規定する国税庁長官が定めるところを定める件の一部を改正する件（令和3年国税庁告示第5号）」の概要

- 1 令和3年度税制改正による電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（以下「規則」という。）の改正に伴い、改正前の規則第三条第五項第六号二の規定が、第二条第六項第五号二に移動することから、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する規則第三条第五項第六号二に規定する国税庁長官が定めるところを定める件（平成17年1月国税庁告示第3号）において、「第三条第五項第六号二」と規定している部分を「第二条第六項第五号二」に改正するものである。
- 2 この告示は、令和4年1月1日から適用する。